

表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律第3条第1項
に基づく所有者等の探索の対象となる地域について（令和5年度）

登 記 所 名	所有者等の探索の対象となる地域
本局	長崎市戸町三丁目
	長崎市布巻町
	長崎市矢の平三丁目
	長崎市矢の平四丁目
	長崎市白木町
諫早支局	雲仙市千々石町甲
	雲仙市千々石町乙
	雲仙市千々石町丙
	雲仙市千々石町丁
	雲仙市千々石町戊
	雲仙市千々石町己
	雲仙市千々石町庚
五島支局	五島市富江町山下
	五島市富江町黒瀬
	五島市野々切町
	五島市小泊町
	五島市増田町
	五島市玉之浦町幾久山

(注) 所有者等の探索の対象となる地域は、地番区域単位で記載すること。